ガラスリサイクル専門に60年

兵庫県登録産業廃棄物再生事業者 産業廃棄物処分業中間処理業





有限会社 佐野商店

http://cullet.jp/

本社工場.事務所 〒669-1357 兵庫県三田市東本庄 2207 番地の 25

ニュー三田インダストリアルパーク 13

TEL079-568-2915 FAX079-568-2916

第2事務所 〒669-1357 兵庫県三田市東本庄 2207番地の27

尼崎事務所 兵庫県尼崎市東海岸町 38番地尼崎港湾労働者福祉センター別館 2階



有限会社 佐野商店の礎

兵庫県登録産業廃棄物再生事業者 認証取得

有限会社 佐野商店は、日本で初めて板ガラスのリサイクルを専門に手掛けてきた板ガラス原料問屋です。 弊社はリサイクルという社会概念が周知される前から板ガラスの回収を始めて六十有余年。戦後まもな く板ガラスくず回収をスタートに日本の経済活動の歴史とともにガラスリサイクルのシステムを構築し てまいりました。弊社が精製するガラスカレットは、クオリティレベルの高い板ガラス製造メーカーの 主原料として永年使用され続けています。そして弊社の取り組みが認められ平成 18 年再資源有価物取 扱事業者として産業廃棄物再生事業者登録されました。

環境理念

ガラスカレットは常に繰り返し使える貴重な資源である! これが弊社の創業以来の理念です。

カレット CULLET (繰り返し使える貴重な資源)

*カレット再資源化効果

カレット 1 byの節約効果 珪砂 700kg

> ソーダ灰 180kg 石灰石 120kg

溶解燃料 37L



カレット利用率 10%増量で CO2 の排出量が 2.5%減少します。 貴重な有価資源、ガラスカレット100%のリサイクルを目指します。

会社沿革

- 戦後まもなく、創業者 佐野正孝が板ガラスくずの集荷販売をはじめる。
- 昭和25年 旭硝子(株)最初の板ガラスカレット納入指定業者となる。
- ▶ 昭和27年 佐野政孝により大阪市同心町にて株式会社佐野商店を発足。
- > 昭和39年 尼崎市へ移転 有限会社 佐野商店に組織変更
- > 昭和41年 第1回全国中小企業団体総連合表彰大会にて総裁賞を受賞
- ▶ 昭和45年 松下電器㈱三菱電機㈱のブラウン管ガラスリサイクル開始
- ▶ 昭和46年 東芝ビーズ(現ポッタース゛ハ゛ロティーニ)へガラスビーズ原料としてカレットを販売開始
- 昭和49年 尼崎市にて産業廃棄物中間処理業及び収集運搬業許可取得
- ▶ 平成 2年 兵庫県三田市現所在地に本社工場移転
- 平成7年 兵庫県南部地震(阪神大震災)被災地のガラスくず約6千トンをリサイクル処理する。
- ▶ 平成 7年 ガラスびんリサイクル促進協議会よりリサイクル推進功労者賞を受賞
- 平成18年 兵庫県廃棄物再生事業者に認定登録する。
- ▶ 平成22年 エコアクション21に認証登録する。
- > 平成26年 廃棄物処分業中間処理業取得する。
- 平成26年 あましんグリーンプレミアム環境事業部門賞受賞
- 平成29年 兵庫県産業廃棄物協会優秀功労者賞受賞





会社概要

有限会计 佐 野 商 店 ◎社名

◎所在地

本社工場.事務所 兵庫県三田市東本庄2207番地の25

ニュー三田インダストリアルパーク13(6,300㎡) TEL079-568-2915 FAX079-568-2916

兵庫県三田市東本庄2207番地の27 第2事務所

TEL/FAX 079-550-9016

尼崎事務所 兵庫県尼崎市東海岸町38番地

> 尼崎港湾労働者福祉センター別館2階 TEL/FAX 06-6409-6009本社工場

◎代表者 代表取締役 安藤登康

◎従業員数 25名

◎業務内容 ガラス資材原料販売 各種ガラスリサイクル 産業廃棄物処分業 収集運搬業 運送業 古物/金属くず商

◎取扱品目 板硝子・自動車硝子・特殊用途硝子・金属屑

◎設備

川崎スーパーサンダー3 基 インペラー1 基 ハンマークラッシャー1基 ターン式ロールクラッシャー1基 PVB剥離設備1式 ベルト磁選機 7基 ラサ工業製 篩い機4基 ロータリーシフター2基 円形角形ふるい3基 金属除去機 ニッカ電測 5基 製品サイロ60t3基 50t2基 トラックスケール 40トン 1基 集塵機 6基

大型ダンプ4台 大型平ボデーウィング車2台 クレーン付大型ダンプ 1台 2 t ダンプ1台 ショベルローダー5台 ○車両

ホイルローダー1台 フォークリフト9台 パワーショベル1台

②産業廃棄物処分業

1.事業の範囲中間処理業取扱産業廃棄物の種類カラスくず

2.事業の用に供するすべての施設

設置場所:兵庫県三田市東本庄2207番地の25 (1) 破砕施設

> 設置年月日:平成2年2月1日 処理能力:108t/日(8時間稼働)

破砕施設 設置場所:兵庫県三田市東本庄2207番地の25

> 設置年月日:平成2年2月1日 処理能力:108t/日(8時間稼働)

(3) 破砕施設 設置場所:兵庫県三田市東本庄2207番地の25

> 設置年月日:平成2年2月1日 処理能力:108t/日(8時間稼働)

(4) 破砕施設 設置場所:兵庫県三田市東本庄2207番地の25

> 設置年月日:平成21年12月1日 処理能力:24t/日(8時間稼働

◎取得許可 廃棄物処分業中間処理業 許可番号 第02823130297号

兵庫県産業廃棄物再生事業者登録番号 第28H18008号

産業廃棄物収集運搬業許可番号 第130297号

(兵庫県 大阪府 京都府 奈良県 滋賀県 三重県 岡山県 徳島県)

金属商許可 第1400600001号 古物商許可 第631400600019号 運送業許可 近運自貨第1038号

エコアクション21認証登録番号0006624 兵庫県計量証明事業登録番号 計証第 質422号

◎所属団体 全国板カレットリサイクル協議会

日本びんリサイクル協会 尼崎市環境整備協同組合

兵庫県産業廃棄物協会

◎取引銀行 尼崎信用金庫 三田支店 東京三菱UFJ銀行 りそな銀行

◎取引先 旭硝子株式会社 AGC硝子建材株式会社 大和ハウス工業

パナソニックエコロジー シャープ株式会社 中島硝子工業株式会社 ハードグラス株式会社

㈱LIXIL(リクシル)熊山工場 伊藤忠ウインドウズ株式会社

ポッターズバロティーニ 兵庫県三田市

島根県安来市





生まれるガラス



有価資源物として弊社に持ち込まれたカレットは、 より付加価値の高い硝子資材原料として生まれ変わります。

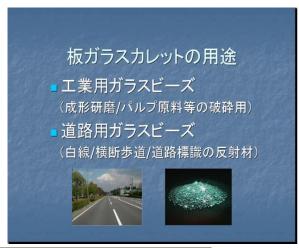


廻るガラス



ガラスは、捨てることなく資源として再利用され 循環しています。









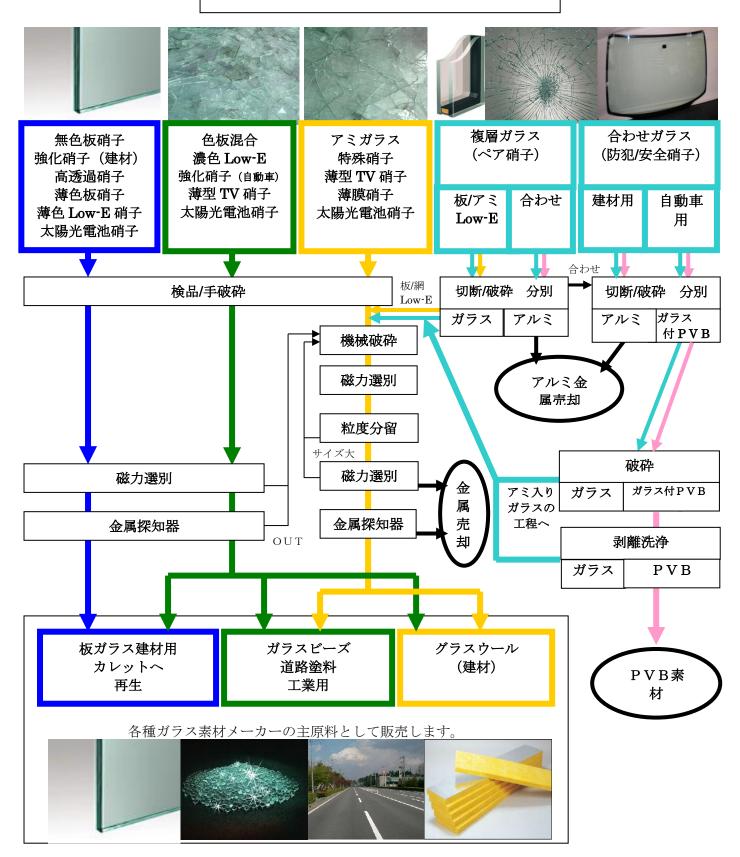


創るガラス



各種ガラスリサイクル フロー

建材用 自動車 家電 ソーダガラス系 ガラス回収







環境方針

- 1. 弊社は循環法規制を遵守し新たなガラスカレットのリサイクル技術を開発し再資源化に取り組みます。
- 2. ガラスリサイクル再生事業において発生する廃棄物を削減します。
- 3. 工場から排出される水質保全に努めます。
- 4. 工場および事務所で使用する電気の使用量の削減に努めます。
- 5. 化学物質などが排出されていないか、定期的に検査し環境の保全に努めます。
- 6. 会社全体の環境衛生、美化を促進し緑化に努めます。
- 7. 循環型社会への取り組み改善状況を公表し更なる環境活動を促進します。
- 8. 会社全体においてエコ商品を活用し環境負荷を軽減します。
- 9. 事業で使用する全車両のエコドライブを心がけCO2 の削減に貢献します。
- 10. 本社在籍地での地域との交流に協力し、教育活動への支援を続けます。
- 11. ガラス製造過程から排出されるガラス粉等のエコ商品化に努めます。
- 12. グリーン購入を推進します。

有限会社 佐野商店 代表取締役安藤登康







囲炉裏ダイニング玻





* リサイクル(再資源化)するための留意点 *

廃棄物法の最終処分とは、廃棄物の埋立又は、再生処理することをいいます。

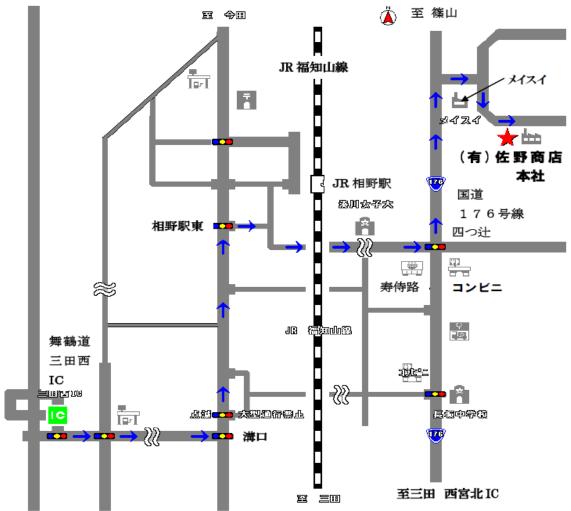
廃棄物を適正に廃棄処理するために廃棄物処理業が許可制となりました。そして世の中は廃棄することからリサイクル へと環境保護意識も高まってきました。処理業者は、その技術をリサイクル技術へと発展させる業者も出てきました。 注意しなければならないのは、多々ある廃棄物処理業者の技術レベルが全く違うことです。すなわち廃棄物処理業許 可業者のすべてがガラスリサイクル適した技術を有しているわけではないということです。特にガラスの水平リサイク ルにおいては、メーカー基準の品質を安定供給できる長年の実績に注目してください。

弊社は、ガラスカレットを廃棄物と考えたことはありません。またガラス製造メーカーも弊社から廃棄物を買っているわけ ではありません。より優良なカレットの供給のためには、ガラスカレットを廃棄物として扱うわけにはいかないのです。弊社 が仕入れたガラスカレットは、100%有償売却です。弊社が取り扱うガラスくず.金属くずは有償売却できると認められ、 兵廃棄物再生事業者登録されました。「兵庫県廃棄物再生事業者認証 第 28H18008 号 |

(有)佐野商店 三田本社工場 MAP

兵庫県三田市東本庄 227-25 ニュー三田インダストリアル 13

TEL 079-568-2915 FAX079-568-2916





許可番号 第 02823130297 号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 兵庫県三田市東本庄2207番地の25

氏 名 有限会社佐野商店 代表取締役 安藤 登康

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 井戸 敏

許可の年月日 令和元年9月9日

許可の有効年月日 令和6年9月8日

1. 事業の範囲

中間処理業

(1)中間処理(破砕)

取扱産業廃棄物の種類

1.ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(ガラスくずに限る。 石綿含有産業廃棄物を除く。) 以上 1 種類

上記については、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

2. 事業の用に供するすべての施設

(1)破砕施設

設置場所 : 兵庫県三田市東本庄2207番地の25 外5筆

設置年月日: 平成2年2月1日

処理能力 : 108 t/日 (8時間稼動)

(2)破砕施設

設置場所 : 兵庫県三田市東本庄2207番地の25 外5筆

設置年月日: 平成2年2月1日

処理能力 : 108 t/日 (8時間稼動)

(3)破砕施設

設置場所 : 兵庫県三田市東本庄2207番地の25 外5筆

設置年月日: 平成2年2月1日

処理能力 : 80.0 t/日 (8時間稼動)

(4)破砕施設

設置場所 : 兵庫県三田市東本庄2207番地の25 外5筆

設置年月日: 平成21年12月1日 処理能力 : 24.0 t/日(8時間稼動)

以上 4 施設

3. 許可の条件

中間処理の場所は、許可証記載の場所に限る。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成26年9月9日 新規許可 令和元年9月9日 更新許可

産業廃棄物処分業 許可書コピー

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

file:



廃棄物再生事業者登録証明書

兵庫県三田市東本庄2207番地の25 有限会社佐野商店 取締役 安藤 登康

上記の者は、次のとおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の 規定により廃棄物再生事業者の登録を受けたものであることを証明します。

兵庫県知事 井 戸 敏



登	録	年月	日	平成18年11月14日
登.	録	番	号	第28H18008号
事	業場(の所在	地	兵庫県三田市東本庄2207番地の25
廃棄	毛物の再生に	係る事業の	內容	ガラスくず、金属くずの再生業

兵庫県登録産業廃棄物再 生事業者 登録書コピー



許可番号 第 02803130297 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 兵庫県三田市東本庄2207番地の25

氏 名 有限会社佐野商店 代表取締役 安藤 登康

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 齋藤元彦

許可の年月日 令和4年1月23日

許可の有効年月日 令和9年1月22日

1. 事業の範囲

事業の区分:収集運搬業(積替え・保管を含まない) 取扱産業廃棄物の種類

1.廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)

2.金属くず

3.ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む)

以上3種類

上記については、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

2. 許可の条件

当該産業廃棄物の運搬先については排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

3. 許可の更新又は変更の状況 平成24年1月23日 新規許可 平成29年1月23日 更新許可 令和4年1月23日 更新許可

4. 積替え許可の有無

産業廃棄物収集運搬業許可書 (兵庫県) コピー

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無



許可番号 第02700130297号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 兵庫県三田市東本庄2207番地の25

氏 名 有限会社佐野商店 代表取締役 安藤 登康

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

大阪府知事 吉村 洋文

許可の年月日

令和 4 年 2 月28日

許可の有効年月日

令和 9 年 2 月 2 7 日

1. 事業の範囲

事業の区分: 積替え・保管を含まない

産業廃棄物の種類

- 1 廃プラスチック類
- 2 金属くず
- 3 ガラスくず

石綿含有産業廃棄物を除く

水銀使用製品産業廃棄物を除く 水銀含有ばいじん等を除く 以上3種類

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成24年 2 月29日 当初許可 令和 4 年 1 月31日 更新許可

- 4. 府内の政令市による積替え許可の有無 無
- 5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

以下余白

産業廃棄物収集運搬業許可書 (大阪府) コピー

許可番号 第 02900130297 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 兵庫県三田市東本庄2207番地の25

氏 名 有限会社佐野商店 代表取締役 安藤 登康

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

奈良県知事 荒 井 正 吾

許可の年月日 令和 3年 4月27日

許可の有効年月日 令和 8年 4月26日

1. 事業の範囲

事業の区分:積替え保管を含まない

取り扱う産業廃棄物の種類 ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を除く) ※水銀使用製品産業廃棄物を除く 以上1種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

該当なし

4. 許可の更新または変更の状況

平成23年 4月27日 新規許可、 平成28年 4月27日 更新許可、 令和 3年 4月27日 更新許可

> 産業廃棄物収集運搬業許可書 (奈良県) コピー

- 5. 積替え許可の有無 無
- 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無



様式第七号 (第十条の二関係)

許可番号 02600130297

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 兵庫県三田市東本庄2207番地の25

氏 名 有限会社佐野商店 代表取締役 安藤 登康

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府知事 西脇隆

許可の年月日

令和 2 年 6 月 18 日

許可の有効年月日

令和 7 年 6 月 9 日

1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

①ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(ガラスくずに限る。) 以上1種類(特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるも のを除く。)

- 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀合有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さなし
- 3. 許可の条件 なし
- 4. 許可の更新又は変更の状況 平成27年6月10日:当初許可 令和2年6月18日:更新許可

産業廃棄物収集運搬業許可書 (京都府) コピー

角·無

5. 積替え許可の有無

有・無

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

(日本産業規格 A列4番)

許可番号 第 0 2 5 0 1 1 3 0 2 9 7 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 兵庫県三田市東本庄2207番地の25

氏 名 有限会社佐野商店 代表取締役 安藤登康

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

滋賀県知事 三日月大造

許可の年 月 日 令和 2年 5月28日 許可の有効年月日 令和 7年 5月 18日

1. 事業の範囲

積替えのための保管を除く収集運搬

事業の区分:積替えを含まない収集運搬業 産業廃棄物の種類 ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず

(以上 1項目)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

「なし」

3. 許可の条件

「なし」

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 27 年 5 月 19 日 新規許可 令和 2 年 5 月 19 日 更新許可

5. 積替え許可の有無 許可番号

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

産業廃棄物収集運搬業許可書 (滋賀県) コピー

右

許可番号 第03300130297号

產業廃棄物収集運搬業許可証

所 兵庫県三田市東本庄2207番地の25 住

称 有限会社在野南店 名 代表取締役 安藤 登康

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

岡山県知事 伊原木 隆太

許可の年月日

令和2年3月25日

許可の有効年月日 令和7年3月18日

- 1. 事業の範囲
 - (1) 積替え又は保管の有無 無
 - (2) 取り扱う産業廃棄物の種類 裏面別表のとおり 1種類
- 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積蓄え 又は保管を行う産業廃業物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 該当なし
- 3. 許可の条件 なし
- 4. 許可の更新又は変更の状況 率成27年3月19日 新規許可 令和2年3月25日 更新許可
- 5. 精整え許可の有無
- 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有



許可番号3600130297

門。

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 兵庫県三田市東本庄2207番地の25

氏 名 有限会社佐野商店 代表取締役 安藤 登康

徳島県知事 飯 泉 嘉

許可の年月日

令和 3 年 3 月 4 日

許可の有効年月日

令和 8 年 2 月21日

1. 事業の範囲

(1) 積替え

なし

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

ガラスくず・コンクリートくず(If物の籠, 模双峰お伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず (以上1種類, 特別管理産業廃棄物, 自動車等破砕物, 石綿含有産業廃棄物及び水 銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。)

2. 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は 保管を行う産業廃棄物の種類,積替えのための保管上限及び積み上げることができる 高さ

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成28年2月22日 新規許可令和3年3月4日 更新許可

産業廃棄物収集運搬業許可書 (徳島県) コピー

5. 積替え許可の有無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・無

(兵庫経由)

(平成22年10月1日付け神兵輸第30003号進達)

近運自貨第1038号

許可書

有限会社 佐野商店 平成22年10月1日付けをもって申請のあった一般貨物自動車運送事業は、 下記のとおり許可する。

記

1. 条 件

- ・許可の日から1年以内に運輸を開始すること。
- ・運輸開始までに、健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労災保険に加入すること。

平成23年2月28日

近畿運輸局長 原 喜信 記憶

事業者番号 640002915

計量証明事業登録証

- 1 登録の年月日 平成26年8月12日
- 2 登録番号 計証第 質 4 2 2 号
- 3 住 所 三田市東本庄2207-25
- 4 氏名又は名称 有限会社 佐野商店
- 5 事業の区分 質量に係る計量証明の事業
- 6 事業所の所在地 三田市東本庄2207-25

上記につき、計量法第107条の登録をしたことを証します。